

## 電気供給サービス提供条件書（北海道電力管内）

## 提供条件

- 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
  - 契約電力50kW未満の低圧契約であること
  - 北海道電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
  - 当社電気需給約款に承諾いただけること

- 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低利用料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

## ・しっかり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	340.97
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	340.97
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	23.94
	120kWh超過280kWhまで	第2段階	30.23
	280kWh超過	第3段階	33.95
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

## ・じっくり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	334.18
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	334.18
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	23.49
	120kWh超過280kWhまで	第2段階	29.65
	280kWh超過	第3段階	33.30
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

## ・ゆっくり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	323.95
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	323.95
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	22.77
	120kWh超過280kWhまで	第2段階	28.75
	280kWh超過	第3段階	32.28
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## お申込み方法

・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットより必要事項をご記入しお申込みください。・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。  
※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～18日程	検針日の翌月12日振替
検針日が19～24日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
  - お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合
  - お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。  
・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

上記の事項は「電気事業法（令和2年6月12日改正）」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。  
※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。  
※記載内容は2021年6月1日以降のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（北海道電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・北海道電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低利用料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

## ・再エネしっかり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	341.67
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	341.67
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	24.64
	120kWh超過280kWhまで	第2段階	30.93
	280kWh超過	第3段階	34.65
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

## ・再エネじっくり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	334.88
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	334.88
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	24.19
	120kWh超過280kWhまで	第2段階	30.35
	280kWh超過	第3段階	34.00
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

## ・再エネゆっくり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	324.65
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	324.65
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	23.47
	120kWh超過280kWhまで	第2段階	29.45
	280kWh超過	第3段階	32.98
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。
- (6) 供給電気の種類等  
「RE100」の要件を満たす事とし、再生可能エネルギー指定の環境価値証明書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。  
※RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なニシアタイプがあり、世界や日本の企業が参加しています。RE100への参加企業についてはRE100 ホームページをご参照下さい。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットより必要事項をご記入しお申込みください。・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。

※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

## (1) 電気料金の算定期間

- ・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
- ・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
- ・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。

※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。

## (2) 使用電力量の算定

- ・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。
- ・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

## (1) 支払方法

支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。

## (2) 請求日

支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～18日程	検針日の翌月12日振替
検針日が19～24日程	検針日の翌月27日振替

支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。

## (3) 支払期日

当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。

## (4) 請求額のインターネットでの確認

毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。

## (5) 請求書発行手数料

請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。

## (6) 翌月請求分への合算

送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。ご了承ください。

## (7) 延滞利息の請求

お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。

## (8) 解約

- ・お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
- ・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合
- ・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

## (1) 解約・変更の受付

お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。

## (2) 変更内容のお知らせ

変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者」という）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（東北電力管内）

## 提供条件

- 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
  - 契約電力50kW未満の低圧契約であること
  - 東北電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
  - 当社電気需給約款に承諾いただけること

(3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低利用料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

## ・しっかり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	329.97
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	329.97
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	18.55
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	25.30
	300kWh超過	第3段階	29.25
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

## ・じっくり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	323.40
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	323.40
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	18.21
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	24.82
	300kWh超過	第3段階	28.69
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

## ・ゆっくり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	313.50
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	313.50
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.65
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	24.06
	300kWh超過	第3段階	27.82
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## お申込み方法

・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットより必要事項をご記入しお申込みください。・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することににより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。  
※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～22日程	検針日の翌月12日振替
検針日が23～26日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
  - お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合
  - お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。  
・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

上記の事項は「電気事業法（令和2年6月12日改正）」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。  
※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。  
※記載内容は2021年6月1日以降のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（東北電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・東北電力管内での電気供給エリア内ですべてに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低利用料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

- ・再エネしっかり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	330.67
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	330.67
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	19.25
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	26.00
	300kWh超過	第3段階	29.95
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

- ・再エネじっくり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	324.10
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	324.10
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	18.91
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	25.52
	300kWh超過	第3段階	29.39
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

- ・再エネゆっくり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	314.20
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	314.20
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	18.35
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	24.76
	300kWh超過	第3段階	28.52
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。
- (6) 供給電気の種類等  
「RE100」の要件を満たす事とし、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。  
※RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生エネで賄うことを目指す国際的なニシアティアがあり、世界や日本の企業が参加しています。RE100への参加企業についてはRE100 ホームページをご参照下さい。

## お申し込み方法

- 当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットに必要事項をご記入しお申込みください。お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～22日程	検針日の翌月12日振替
検針日が23～26日程	検針日の翌月27日振替

支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。

- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を過ぎてもお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を過ぎても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（東京電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
- ・契約電力50kW未満の低圧契約であること
  - ・東京電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
  - ・当社電気需給約款に承諾いただけること

- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金（エネラボ動力プランV）、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

## ・じっくり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価
最低利用料金		1契約	280.28
基本料金	最初の10Aまで	10A	280.28
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	280.28
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	19.48
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	25.95
	300kWh超過	第3段階	29.96
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

(円,税込)

## ・ゆっくりに応援プラン

区分		単位	料金単価
最低利用料金		1契約	271.70
基本料金	最初の10Aまで	10A	271.70
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	271.70
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	18.89
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	25.16
	300kWh超過	第3段階	29.04
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットにて必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間
- ・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
  - ・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
  - ・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。
- ※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。
- ・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定
- ・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。
  - ・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～24日程	検針日の翌月12日振替
検針日が30日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
- ・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合
  - ・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（東京電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・東京電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

## ・しっかり応援プラン

(円, 税込)

区分	単位	料金単価	
最低利用料金	1契約	285.97	
基本料金	10A	285.97	
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	19.85
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	26.45
	300kWh超過	第3段階	30.54
解約金（1供給地点につき）		0	
契約期間（最低利用期間）		1年	

## ・電化応援プラン

(円, 税込)

区分	単位	料金単価	
基本料金	1kVA、10A	286.00	
電力量料金	午前6時～翌午前1時	1kWh	25.80
	午前1時～午前6時		17.78
解約金（1供給地点につき）		0	
契約期間（最低利用期間）		1年	

## ・動力応援プラン

(円, 税込)

区分	単位	料金単価	
基本料金	1kW	1,122.00	
電力量料金	夏季	1kWh	17.37
	その他季		15.80
解約金（1供給地点につき）		0	
契約期間（最低利用期間）		1年	

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金のご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金のご使用量のお知らせ	330円

※電気料金のご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## 個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## お申込み方法

- 当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットにて必要事項をご記入しお申込みください。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～24日程	検針日の翌月12日振替
検針日が30日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を超過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（東京電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・東京電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること

- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

【電気料金】  
・再エネしっかり応援プラン (円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	286.67
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	286.67
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	20.55
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	27.15
	300kWh超過	第3段階	31.24
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

・再エネじっくり応援プラン (円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	280.98
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	280.98
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	20.18
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	26.65
	300kWh超過	第3段階	30.66
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

・再エネゆっくり応援プラン (円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	272.40
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	272.40
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	19.59
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	25.86
	300kWh超過	第3段階	29.74
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。
- (6) 供給電気の種類等  
「RE100」の要件を満たす事とし、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。※RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。RE100への参加企業についてはRE100 ホームページをご参照下さい。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットにて必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～24日程	検針日の翌月12日振替
検針日が30日程	検針日の翌月27日振替

支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。

- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円(税込)）を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## 電気供給サービス提供条件書（中部電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・中部電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低利用料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

・じっくり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	285.97
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	285.97
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	21.01
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	25.48
	300kWh超過	第3段階	28.43
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

・じっくり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	280.28
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	280.28
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	20.62
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	25.00
	300kWh超過	第3段階	27.89
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

・ゆっくり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	271.70
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	271.70
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	19.99
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	24.23
	300kWh超過	第3段階	27.04
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットより必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～05日程	検針日の当月27日振替
検針日が06～17日程	検針日の翌月12日振替
検針日が18～19日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。

- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

上記の事項は「電気事業法（令和2年6月12日改正）」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は2021年2月1日以降のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

E01-202102

## 電気供給サービス提供条件書（中部電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・中部電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低利用料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

・再エネしっかり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	286.67
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	286.67
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	21.71
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	26.18
	300kWh超過	第3段階	29.13
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

・再エネじっくり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	280.98
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	280.98
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	21.32
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	25.70
	300kWh超過	第3段階	28.59
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

・再エネゆっくりに応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	272.40
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	272.40
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	20.69
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	24.93
	300kWh超過	第3段階	27.74
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。
- (6) 供給電気の種類等  
「RE100」の要件を満たす事とし、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。※RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。RE100への参加企業についてはRE100 ホームページをご参照下さい。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットより必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～05日程	検針日の当月27日振替
検針日が06～17日程	検針日の翌月12日振替
検針日が18～19日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（北陸電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・北陸電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること

- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。  
ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

## ・しっかり応援プラン

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
最低利用料金		1契約	181.27
基本料金	最初の10Aまで	10A	241.97
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	241.97
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.81
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	21.70
	300kWh超過	第3段階	23.41
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

(円, 税込)

## ・じっくり応援プラン

区分		単位	料金単価
最低利用料金		1契約	181.27
基本料金	最初の10Aまで	10A	237.16
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	237.16
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.48
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	21.30
	300kWh超過	第3段階	22.97
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

(円, 税込)

## ・ゆっくり応援プラン

区分		単位	料金単価
最低利用料金		1契約	181.27
基本料金	最初の10Aまで	10A	229.90
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	229.90
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	16.95
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	20.64
	300kWh超過	第3段階	22.27
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットにて必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間
- ・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
  - ・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
  - ・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。
- ※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定
- ・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。
  - ・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～05日程	検針日の当月27日振替
検針日が06～18日程	検針日の翌月12日振替
検針日が19～25日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円(税込)）を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## 電気供給サービス提供条件書（北陸電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・北陸電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低利用料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

- ・再エネしつかり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価	
最低利用料金		1契約	181.39	
基本料金	最初の10Aまで	10A	242.67	
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	242.67	
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWh 18.51	
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		22.40
	300kWh超過	第3段階		24.11
解約金（1供給地点につき）			0	
契約期間（最低利用期間）			1年	

- ・再エネしつかり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価	
最低利用料金		1契約	181.39	
基本料金	最初の10Aまで	10A	237.86	
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	237.86	
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWh 18.18	
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		22.00
	300kWh超過	第3段階		23.67
解約金（1供給地点につき）			0	
契約期間（最低利用期間）			1年	

- ・再エネしつかり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価	
最低利用料金		1契約	181.39	
基本料金	最初の10Aまで	10A	230.60	
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	230.60	
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWh 17.65	
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		21.34
	300kWh超過	第3段階		22.97
解約金（1供給地点につき）			0	
契約期間（最低利用期間）			1年	

- ※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

- ※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。
- (6) 供給電気の種類等  
「RE100」の要件を満たす事とし、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。  
※RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。RE100への参加企業についてはRE100 ホームページをご参照下さい。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットにて必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。

※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～05日程	検針日の当月27日振替
検針日が06～18日程	検針日の翌月12日振替
検針日が19～25日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を過ぎてもお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を過ぎても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者」という）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

上記の事項は「電気事業法（令和2年6月12日改正）」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は2021年2月1日以降のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

E01-202102

## 電気供給サービス提供条件書（関西電力管内）

## 提供条件

- 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
  - 契約電力50kW未満の低圧契約であること
  - 関西電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
  - 当社電気需給約款に承諾いただけること
- 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

## 【電気料金】

## ・しっかり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）			1契約	340.98
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	20.28
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		25.68
	300kWh超過	第3段階		28.67
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

## ・じっくり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）			1契約	334.19
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	19.90
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		25.20
	300kWh超過	第3段階		28.13
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

## ・ゆっくり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）			1契約	323.96
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	19.29
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		24.42
	300kWh超過	第3段階		27.27
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## 個人情報利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## お申し込み方法

- 当社の電気供給サービスにお申し込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットに必要な事項をご記入しお申込みください。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- 電気料金の算定期間
  - 前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
  - 契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
  - 契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。
  - ※廃止日まで使用の場合は廃止日まで算定。
  - ※送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- 使用電力量の算定
  - 使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。
  - 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～09日程	検針日の当月27日振替
検針日が10～23日程	検針日の翌月12日振替
検針日が24日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
  - お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合
  - お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（関西電力管内）

## 提供条件

- 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
  - 契約電力50kW未満の低圧契約であること
  - 関西電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
  - 当社電気需給約款に承諾いただけること
- 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

## 【電気料金】

## ・再エネしっかり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）			1契約	341.68
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	20.98
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		26.38
	300kWh超過	第3段階		29.37
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

## ・再エネじっくり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）			1契約	334.79
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	20.60
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		25.90
	300kWh超過	第3段階		28.83
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

## ・再エネゆっくり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）			1契約	324.66
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	19.99
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		25.12
	300kWh超過	第3段階		27.97
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。
- 供給電気の種類等  
「RE100」の要件を満たす事とし、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。  
※RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。RE100への参加企業についてはRE100 ホームページをご参照下さい。

## 個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## お申し込み方法

- 当社の電気供給サービスにお申し込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットに必要事項をご記入しお申込みください。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- 電気料金の算定期間
  - 前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
  - 契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
  - 契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。

※廃止日まで使用の場合は廃止日まで算定。  
※送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- 使用電力量の算定
  - 使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。
  - 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～09日程	検針日の当月27日振替
検針日が10～23日程	検針日の翌月12日振替
検針日が24日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
  - 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
  - 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
  - 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
  - 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
  - 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
    - お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合
    - お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（中国電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・中国電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます

## 【電気料金】

- ・じっくり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）		1契約	336.84
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	20.73
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	27.41
	300kWh超過	第3段階	29.53
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

- ・じっくり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）		1契約	330.13
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	20.34
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	26.89
	300kWh超過	第3段階	28.97
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

- ・ゆっくり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）		1契約	320.03
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	19.72
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	26.07
	300kWh超過	第3段階	28.08
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## 個人情報利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットにて必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～23日程	検針日の翌月12日振替
検針日が24～26日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。ご了承ください。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を超過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

上記の事項は「電気事業法（令和2年6月12日改正）」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は2021年5月1日以降のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（中国電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・中国電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。  
ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます

## 【電気料金】

・再エネしっかり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）			1契約	337.54
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	21.43
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		28.11
	300kWh超過	第4段階		30.23
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

・再エネじっくり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）			1契約	330.83
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWh	21.04
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		27.59
	300kWh超過分	第3段階		29.67
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

・再エネゆっくりに応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）			1契約	320.73
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWh	20.42
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		26.77
	300kWh超過分	第3段階		28.78
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。
- (6) 供給電気の種類等  
「RE100」の要件を満たす事とし、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。  
※RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。RE100への参加企業についてはRE100ホームページをご参照下さい。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットにて必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～23日程	検針日の翌月12日振替
検針日が24～26日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。ご了承ください。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（四国電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・四国電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金（エネラボお家プラン）、基本料金（エネラボビジネスプラン、エネラボ動力プラン）、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

## 【電気料金】

- ・じっくり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の11kWhまで）			1契約	411.37
電力量料金	11kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	20.34
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		26.96
	300kWh超過	第3段階		30.47
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

- ・じっくり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の11kWhまで）			1契約	403.17
電力量料金	11kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	19.96
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		26.45
	300kWh超過	第3段階		29.89
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

- ・ゆっくり応援プラン

(円,税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の11kWhまで）			1契約	390.83
電力量料金	11kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	19.35
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		25.64
	300kWh超過	第3段階		28.98
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットより必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～24日程	検針日の翌月12日振替
検針日が30日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。ご注意ください。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を超過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

上記の事項は「電気事業法（令和2年6月12日改正）」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。  
※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。  
※記載内容は2021年5月1日以降のものであり、当社ホームページへの掲載をもって変更のお知らせとさせていただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（四国電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・四国電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金（エネラボお家プラン）、基本料金（エネラボビジネスプラン、エネラボ動力プラン）、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

【電気料金】  
・再エネしっかり応援プラン (円, 税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の11kWhまで）			1契約	412.07
電力量料金	11kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	21.04
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		27.66
	300kWh超過	第3段階		31.17
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

・再エネじっくり応援プラン (円, 税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の11kWhまで）			1契約	403.87
電力量料金	11kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	20.66
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		27.15
	300kWh超過	第3段階		30.59
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

・再エネゆっくり応援プラン (円, 税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の11kWhまで）			1契約	391.53
電力量料金	11kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh	20.05
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		26.34
	300kWh超過	第3段階		29.68
解約金（1供給地点につき）				0
契約期間（最低利用期間）				1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。
- (6) 供給電気の種類等  
「RE100」の要件を満たす事とし、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。  
※RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。RE100への参加企業についてはRE100 ホームページをご参照下さい。

## お申し込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットより必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間  
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。  
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。  
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。  
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定  
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。  
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～24日程	検針日の翌月12日振替
検針日が30日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（九州電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・九州電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低利用料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

【電気料金】  
・じっくり応援プラン (円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	296.97
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	296.97
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.43
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	23.03
	300kWh超過	第3段階	26.03
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

・じっくり応援プラン (円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	291.06
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	291.06
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.11
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	22.60
	300kWh超過	第3段階	25.54
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

・ゆっくり応援プラン (円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10Aまで	10A	282.15
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	282.15
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	16.59
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	21.91
	300kWh超過	第3段階	24.76
解約金（1供給地点につき）			0
契約期間（最低利用期間）			1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします。

## お申込み方法

- 当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社ホームページより必要事項をご記入しお申込みください。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間
- 前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
  - 契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
  - 契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。
  - ※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。
  - ※送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定
- 使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。
  - 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が12～26日程	検針日の翌月12日振替
検針日が27～29日程	検針日の翌月27日振替

支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。

- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

## 電気供給サービス提供条件書（九州電力管内）

## 提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者  
電気供給サービス提供者：エネラボ株式会社【A0415】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者  
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。  
・契約電力50kW未満の低圧契約であること  
・九州電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること  
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金  
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。  
ただし、基本料金・電力量料金・燃料費調整額の合計が最低利用料金を下回る場合は、最低利用料金が適用されます。

## 【電気料金】

・再エネしっかり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価	
基本料金	最初の10Aまで	10A	297.67	
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	297.67	
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	18.13	
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		23.73
	300kWh超過	第3段階		
解約金（1供給地点につき）			0	
契約期間（最低利用期間）			1年	

・再エネじっくり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価	
基本料金	最初の10Aまで	10A	291.76	
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	291.76	
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.81	
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		23.30
	300kWh超過	第3段階		
解約金（1供給地点につき）			0	
契約期間（最低利用期間）			1年	

・再エネゆっくり応援プラン

(円,税込)

区分		単位	料金単価	
基本料金	最初の10Aまで	10A	282.85	
	20A超過60Aまでの10Aごと	10A	282.85	
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.29	
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		22.61
	300kWh超過	第3段階		
解約金（1供給地点につき）			0	
契約期間（最低利用期間）			1年	

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

## 【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間  
契約期間は原則として各表の通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金  
最低利用期間中の解約でも解約金は発生しないものとします
- (6) 供給電気の種類等  
「RE100」の要件を満たす事とし、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。  
※RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。RE100への参加企業についてはRE100 ホームページをご参照下さい。

## お申し込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社ホームページより必要事項をご記入しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

## 供給開始時期

- ・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

## 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間
- ・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
  - ・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
  - ・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。
- ※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。  
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定
- ・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。
  - ・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がでなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

## 電気料金の支払

- (1) 支払方法  
支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日  
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が12～26日程	検針日の翌月12日振替
検針日が27～29日程	検針日の翌月27日振替

- 支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。
- (3) 支払期日  
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認  
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料  
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算  
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。ご了承ください。
- (7) 延滞利息の請求  
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円（税込））を合算して請求させていただいております。
- (8) 解約  
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。  
・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合  
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

## 解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付  
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ  
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 個人情報の利用目的について

- ・お客様個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

## その他

- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他送配供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。